堺労働基準協会　会報誌　159号

UMINARI

海鳴

2026.7



高野山一泊研修！今年もよろしく！

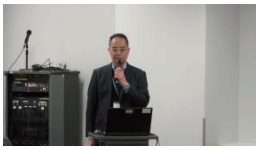
予定日：令和８年８月２５日（火）～２６日（水）

堺労働基準協会
https://sakai-roukikyo.jp/

協会の動き（令和７年１２月～令和８年６月）

◎第２回労務実務担当者等講習会

令和７年１２月９日（火）
堺地方合同庁舎９階会議室
1. 開会挨拶　堺労働基準協会
　総務副部会長 多田博資(堀富商工㈱)
2. ご来賓ご挨拶
　堺労働基準監督署 渡邊敬副署長



3. 女性に関する労働法制及び
　　女性活躍推進法について
　堺労働基準監督署 木村純子監督官
4. 改正労働安全衛生法と
　　その留意点
　堺労働基準監督署 高橋 勲専門官
5. 労働基準法のはじめの一歩
　入社から退職までの労働基準法
　堺労働基準監督署
　　中谷裕哉適正化指導員
6. 閉会あいさつ
　　事務局　廣幡正則
参加人数３４社４８名

◎新春祈願祭

令和８年１月８日（木）
大鳥大社



1. 安全祈願（第二祈願祈祷）
2. 賀詞交歓会
　新年挨拶　　深田幹雄会長
　来賓ご挨拶　井手奈津美署長
参加人数　総勢７０名

◎合同部会

令和８年２月２０日（金）
堺労働基準協会会議室
1. 行政指導　堺労働基準監督署
　　菊池賢太郎安全衛生課長
　　森本健太地方労働衛生専門官
2. 令和７年度実績報告
3. 次年度年間行事計画案
4. 次年度教育計画・行事担当
参加人数３２名

◎臨海部会事業所研修会

令和８年２月２４日（火）
訪問先：関西電力㈱ 堺港発電所
1. 司会進行
　関西電力㈱堺港発電所
　　計画課　係長　三附秀治様
2. 開会挨拶　堺労働基準協会
　臨海部会長 濵﨑雅人
　　（ＵＢＥ㈱堺工場）
3. 受入事業所挨拶
　関西電力㈱ 堺港発電所
　　副所長　藤原道洋様
4. 行政指導　堺労働基準監督署
　　菊池賢太郎安全衛生課長
　　森本健太地方労働衛生専門官
5. 会社概要説明・安全取組説明
　関西電力㈱ 堺港発電所
　計画課　課長　堀田沙織様
　計画課　係長　田渕智大様
6. 工場見学
7. 意見交換会
8. 閉会挨拶　堺労働基準協会
　安全部会 永田圭二(㈱酒井鉄工所)
参加人数１４社２０名

◎協会親睦ゴルフコンペ



令和８年３月１８日（水）
泉佐野カントリークラブ
　　大阪湾⇒犬鳴コース
参加人数１７名（５組）

◎小委員会

「大阪発・新４S 運動」堺推進大会に向けて

令和８年４月１４日（火）
　堺労働基準協会会議室
1. 行政指導 堺労働基準監督署
　　高村泰弘安全衛生課長
　　森本健太地方労働衛生専門官
＜検討内容＞
2. 開催日：令和８年６月２３日(火)
　開催時間:14:10～16:50
　開催場所:フェニーチェ堺
3. 事例発表　２社
　㈱ニッカトー様
　丸一鋼管㈱ 堺工場様
4. 大会次第、進行ｽｹｼﾞｭｰﾙ等詳細については、堺署・協会・安全部会担当者等で調整
参加人数１８名

◎総務部会（年２回実施する労務実務担当者等講習会に向けて）

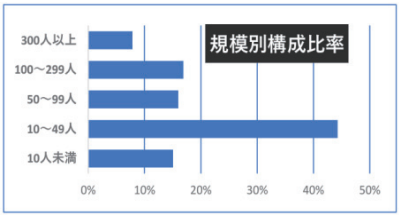
令和８年４月２１日（火）
　堺労働基準協会　会議室
ご挨拶
堺労働基準監督署　松吉大助副署長
＜検討内容＞
1. 労務実務担当者等講習会予定日
　第１回目は７月３０日（木）
　第２回目は１２月８日（火）
2. 詳細テーマについては、
　監督署と調整しながら進める
参加人数１１名

◎令和８年度 堺労働基準協会役員（理事）会・総会

1. 令和８年５月２２日（金）
2. フェニーチェ堺　多目的室
3. 開会挨拶
　堺労働基準協会 深田幹雄会長
4. 来賓ご挨拶
　堺労働基準監督署 半田敦裕署長
5. 役員（理事）会・総会資料次第
　1）第１号議案
　令和７年度行事実施報告
　　教育関係 事務局　　承認
　　行事関係 事務局・総務・安全衛生・臨海部会　承認
　2）第２号議案
　令和７年度収支決算報告　承認
　3）第３号議案
　令和７年度会計監査報告
　協会監査：永田圭二・糸本言葉
　　適正である　承認
　4）第４号議案
　　役員改選の件
　5）第５号議案
　令和８年度行事実施計画 承認
　6）第６号議案
　令和８年度収支予算(案) 承認
　7）その他報告
　①令和７年度協会会員の推移
　（入会４社、退会 11 社）



（芝田総務部会長退任 感謝状贈呈）
総会参加人数７８名（委任状含む）
【会員事業場数　３３１社】



★令和７年度新規入会事業所紹介

入会ありがとうございます！

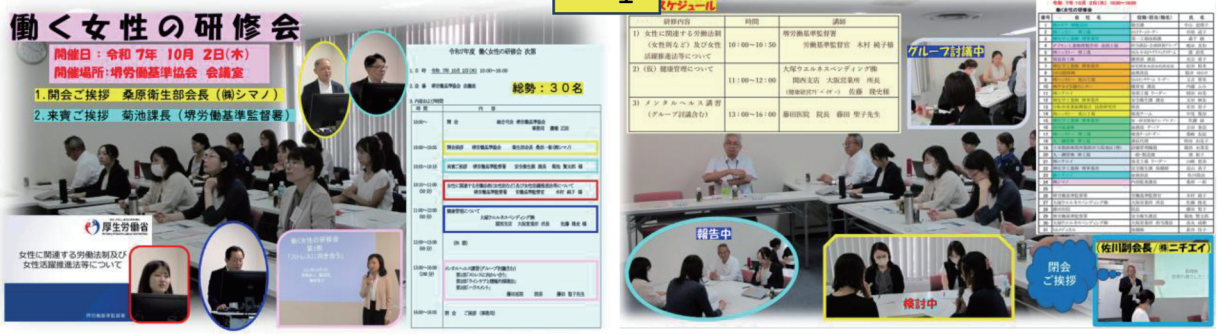
・㈱浪速ポンプ製作所様
　（R7. 04. 15 入会）
　堺市美原区丹上 476-1
・㈱ワイテック様（R7. 5. 14 入会）
　堺市北区長曽根町 3043-5
・大塚製薬㈱様（R7. 12. 12 入会）
　大阪市北区中之島 6-2-40
・昭和金属工業㈱様(R7. 12. 18 入会)
　堺市西区山田２丁 190-15

令和8年度下期 協会主要行事予定（◆教育講習）

開催予定 月	開催予定 日	主要行事	役員	部会名 総務	部会名 安全	部会名 衛生	部会名 臨海	一般
10	（　）	はさまれ・巻き込まれ災害防止研修会		○	○	○	○	○
	6	◆第2種酸素欠乏危険作業特別教育						○
	14～15	◆安全管理者選任時研修						○
	16	海鳴160号編集会議		○	○	○	○	
	（　）	◆フルハーネス型墜落制止用器具特別教育						○
	20	◆安全衛生スタッフ向けパトロール研修（中災防共催）						○
	22	**働く女性の研修会＊1**				○		○
	30	◆低圧電気特別教育						○
11	6	◆職長能力向上教育						○
	6.7.8.14	◆フォークリフト運転技能講習						○
	10～11	◆職長等安全衛生教育						○
	16	大労クラブ（大阪労災病院）後期総会	○			○		
	19	海鳴160号校正会議		○	○	○	○	
	20	連合会第3回理事会	○					
	27	**堺労働基準協会役員・理事会（於：フェニーチェ堺）＊2**	○	○	○	○	○	
	（　）	◆安全衛生推進者養成講習						○
12	4	◆粉じん作業特別教育						○
	8	**労務実務担当者等講習会＊3**		○				○
	18	小委員会（臨海部会）		○	○	○	○	
1	1	機関紙「海鳴」（160号）発行						○
	8	**新春祈願祭＊4**	○	○	○	○	○	○
	21～22	◆職長等安全衛生教育						○
2	（　）	**臨海部会事業所研修会＊5**		○	○	○	○	○
	3	◆高齢労働者安全対策セミナー（中災防共催）						○
	9	◆有機溶剤従事者教育						○
	12	◆フルハーネス型墜落制止用器具特別教育						○
	19	合同部会（年間計画）		○	○	○	○	
	24	◆ヒューマンエラー・ヒヤリハット研修会（中災防共催）						○
3	2～3	◆職長等安全衛生教育						○
	5.6.7.13	◆フォークリフト運転技能講習						○
	19	連合会第4回理事会	○					
	（　）	◆職長能力向上教育						○

主要行事風景（昨年度）

＊1



＊2



＊3



＊4



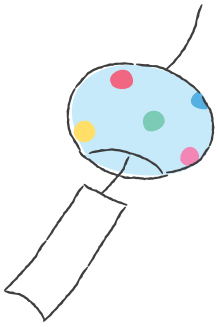
＊5





新任のご挨拶

堺労働基準協会　会長　佐川　隆治



盛夏の候、各事業所におかれましては、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。
平素より堺労働基準協会の運営に関しまして、格別なるご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当協会の会長に就任しました株式会社ニチエイの佐川でございます。深田前会長の後を引き継ぎ、長きにわたり会員の皆様のご尽力により築き上げてこられた歴史ある当協会の活動をさらに発展させることができるよう微力ながら取り組んでまいりますので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、大阪労働局第14次労働災害防止推進計画が令和5年度からスタートして4年目となります。本計画目標を達成するための「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」を展開し、すべての労働者の安全と健康に取り組まれている最中だと存じます。

また、各事業所の労使一体による取り組みとしての『大阪発・新4S運動』「安全Safety」「満足Satisfy」「輝くShine」「笑顔Smile」の実現に向けて安全の基本である4S整理・整頓・清掃・清潔を基盤とし、ヒヤリハットの事例収集からの危険予知活動、さらにリスクアセスメントなど労働安全衛生マネジメント活動を通じてその先の目標である笑顔あふれ満足する職場の実現・達成に向けて継続的に共に邁進して参りましょう。

当協会は、堺労働基準監督署様のご指導・ご支援をいただきながら、安全衛生に係る技能講習や特別教育・出張教育さらに労務担当者実務講習や職場の健康づくりフォーラムなど幅広く会員事業所の皆様のお役に立てるような事業展開を実施しております。

是非とも会員事業所の皆様のさらなるご参加をお待ちしております。

結びにあたり会員事業所の益々の発展と皆様のご健勝を祈念いたしまして、新任の挨拶とさせていただきます。



「安全」は人々を満足させ、輝く笑顔にします

堺労働基準監督署　署長　半田　敦裕



佐川会長をはじめ堺労働基準協会の会員事業場の皆様におかれましては、平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年度も大阪労働局では「誰もが安心して働き活躍できる　元気な大阪」をスローガンに、最低賃金・賃金引上げに向けた支援や、安全・安心・魅力ある職場づくりに向けて取り組んでまいります。

さて、昨年は大阪府下で労働災害により36人の方々が亡くなり、なかでも熱中症を原因とするものが２件となっております。前年との比較で減少ではありますが、その一方で死傷者数は前年よりも増加しております。このような中で、熱中症による重篤化を防止するための措置を講じることが事業主に義務付けられております。本年度も「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」等を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、貴協会におかれましては、熱中症予防のための「熱中症予防対策パトロール」を６月に実施し会員事業場様の取組を周知するなど啓発活動にも御尽力いただきまして、感謝申し上げます。

ここで当署では、「大阪労働局第14次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため「大阪発・新４Ｓ運動」を周知するとともに、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性に鑑み、労働災害未然防止の重要性・必要性を幅広く周知するべく、目標値である死亡者数５％以上減少、死傷者数790人未満に向けて、本年は、その・・・弾みをつけるべく死亡災害ゼロ及び死傷者数823（・・・はずみ）人未満（アンダー823）を目標として、通称「アンダー823さかい」又は「アンダー823」を名称に掲げた労働災害防止運動を展開してまいります。

引き続き、働く方々の安全と安心のため取り組んでまいりますので、お力添えいただきますよう、お願い申し上げます。

最後となりましたが、貴協会と会員事業場の皆様の益々の御発展と御健勝を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

堺労働基準協会の役員、各部会員の紹介

順不同　令和８年７月１日現在

役　員

（役 職）	（氏　名）	（企 業 名）
会 長	佐川 隆治	㈱ニチエイ
副会長	髙野 裕之	ダイキン工業㈱
副会長	萩原 眞治	日本製鉄㈱ 瀬戸内
副会長	服部 芳明	三菱マテリアル㈱
副会長	松林 晃平	㈱クボタ堺製造所
副会長	深田 幹雄	堺化学工業㈱
専務理事	廣幡 正則	堺労働基準協会
理 事	田中 隆信	浅香工業㈱
理 事	生駒 広之	大阪製鐵㈱
理 事	永井 昭弘	カナデビア㈱堺工場
理 事	甲斐 英昭	堺アルミ㈱
理 事	今井 孝之	㈱ｻｶｲ引越ｾﾝﾀｰ
理 事	髙橋 教介	山九㈱ 関西ｴﾘｱ
理 事	松田　隆	㈱シマノ
理 事	田中 雄一	日鉄鋼板㈱
理 事	安藤 伸昭	日鉄ﾃｯｸｽｴﾝｼﾞ㈱
理 事	伊達 保雄	前田製菓㈱
理 事	野洲 久義	ライオン㈱ 大阪工場
理 事	濵﨑 雅人	UBE㈱堺工場
監 査	永田 圭二	㈱酒井鉄工所
監 査	糸本 言葉	㈱ニッカトー

総務部会

（役 職）	（氏　名）	（企 業 名）
部会長	多田 博資	堀富商工㈱
副部会長	今井 孝之	㈱ｻｶｲ引越ｾﾝﾀｰ
副部会長	緑川 孝大	三菱マテリアル㈱
部会員	宇都 京文	浅香工業㈱
部会員	跡部 崇志	大阪新運輸㈱
部会員	中塚 利幸	㈱加地テック
部会員	堀元 秀幸	㈱紀陽銀行
部会員	中林 鐘吉	㈱グローブイン
部会員	甲斐 英昭	堺アルミ㈱
部会員	木内 康之	㈱三宝化学研究所
部会員	三好 圭太	ショウヨウ㈱
部会員	白井 良和	㈱白井鐵工所
部会員	内田 一彦	清恵会
部会員	中川 健一	㈱十川ゴム
部会員	佐川 隆治	㈱ニチエイ
部会員	大久保 嘉太郎	㈱ニッカトー
部会員	渡辺 浩彰	日清シスコ㈱
部会員	伊達 保雄	前田製菓㈱

臨海部会

（役 職）	（氏　名）	（企 業 名）
部会長	濵﨑 雅人	UBE㈱ 堺工場
副部会長	福井 健二	コスモ石油㈱
副部会長	田中 将樹	日本製鉄㈱瀬戸内
副部会長	三附 秀治	関西電力㈱
部会員	川辺 篤宣	㈱IHIｲﾝﾌﾗｼｽﾃﾑ
部会員	瀧本 英玖	ＥＮＥＯＳ㈱
部会員	生駒 広之	大阪製鐵㈱
部会員	堀江 達也	㈱オーナミ
部会員	梅山　純司	奥村組土木興業㈱
部会員	吉田 盛治	カナデビア㈱堺工場
部会員	八幡 和英	㈱クボタ　臨海工場
部会員	山崎 友規	㈱栗本鐵工所
部会員	貝沼　周	ケイミュー㈱ 堺工場
部会員	小林 弘明	ｺﾍﾞﾙｺｺｲﾙｾﾝﾀｰ㈱
部会員	岡本 陽平	堺アルミ㈱
部会員	重冨　徹	Daigasｶﾞｽｱﾝﾄﾞﾊﾟﾜｰｿﾘｭｰｼｮﾝ㈱
部会員	平田 哲也	ダイキン工業㈱
部会員	田中 雄一	日鉄鋼板㈱
部会員	髙橋　肇	日本製鉄㈱関西製鉄所
部会員	北尾 照彦	日本ノボパン工業㈱
部会員	大家 義司	丸一鋼管㈱ 堺工場
部会員	高尾 和宏	三菱マテリアル㈱
部会員	嬉野　茂	㈱横河ブリッジ大阪工場

衛生部会

部会長	桑原 一彰	㈱シマノ
副部会長	太田 麻友	堺化学工業㈱
副部会長	宮下 直之	新洋海運㈱
副部会長	髙橋 竜也	ライオン㈱ 大阪工場
部会員	西山 和英	朝日鋳工㈱
部会員	本田 浩章	エア・ウォーター㈱
部会員	高丸 成樹	大塚ｳｴﾙﾈｽﾍﾞﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ㈱
部会員	山田 貴史	㈱クボタ堺製造所
部会員	鈴木 正紀	コニカミノルタ㈱
部会員	安部 正春	堺化学工業㈱
部会員	柏　良治	㈱サンボウ
部会員	奥村 正行	千代田空調機器㈱
部会員	丸谷 英樹	日鉄ﾃｯｸｽｴﾝｼﾞ㈱

安全部会

部会長	藤原 直樹	㈱クボタ堺製造所
副部会長	川原 貴志	山九㈱ 関西ｴﾘｱ
副部会長	後藤 厚志	ダイキン工業㈱
部会員	吉田 盛治	カナデビア㈱ 堺工場
部会員	永田 圭二	㈱酒井鉄工所
部会員	伊東 祐之	㈱シマノ
部会員	柳瀬 貴司	㈱シマノ
部会員	佐々木 栄一	瀬戸内製鉄所(堺)協力会
部会員	糸本 言葉	㈱ニッカトー
部会員	田中 雄一	日鉄鋼板㈱
部会員	泉　慎二	日鉄ﾃｯｸｽｴﾝｼﾞ㈱
部会員	髙橋　肇	日本製鉄㈱関西製鉄所
部会員	淡田 幸秀	㈱堀内機械
部会員	根田 陽介	三菱マテリアル㈱
部会員	濵﨑 雅人	UBE㈱ 堺工場
部会員	河原　靖	㈱横河ブリッジ 大阪工場
部会員	濱川 行二	ライオン㈱ 大阪工場

海鳴編集委員

宇都 京文	浅香工業㈱
今井 孝之	㈱ｻｶｲ引越ｾﾝﾀｰ
桑原 一彰	㈱シマノ
泉　慎二	日鉄ﾃｯｸｽｴﾝｼﾞ㈱
髙橋　肇	日本製鉄㈱関西製鉄所
吉田 盛治	カナデビア㈱ 堺工場
山田 貴史	㈱クボタ 堺製造所
山本 勝也	関西電力㈱

協会職員

廣幡 正則	堺労働基準協会
保田 麻喜	堺労働基準協会

◎ 新規会員の勧誘・ご紹介をお願いします

当協会では、労働基準法・労働安全衛生法に基づく講習会や教育を実施しています。また、堺労働基準監督署の ご指導・
の下、会員事業場の安全衛生管理レベルの向上に繋がる研修会・法改正等説明会の開催、その他各種ご相談にも対応してい

TEL： 072-233-5396　　Eﾒｰﾙ：s-roukikyo03@orion.ocn.ne.jp　　URL：https://sakai-roukikyo.jp/

STOP! 熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

- ☐ **労働衛生管理体制の確立**
 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
- ☐ **暑さ指数（WBGT）の把握の準備**
 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
- ☐ **作業手順・作業計画の策定**
 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業手順・作業計画を策定
- ☐ **設備対策の検討**
 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
- ☐ **休憩場所の確保の検討**
 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
- ☐ **服装の検討**
 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
- ☐ **教育研修の実施**
 管理者、作業者に対する教育を実施
 ガイド・教育動画　e-learning
- ☐ **緊急時の対応の事前確認**
 緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- ☐ **暑さ指数の低減**
 準備期間に検討した設備対策を実施
- ☐ **休憩場所の整備**
 準備期間に検討した休憩場所を設置
- ☐ **服装**
 準備期間に検討した服装を着用
- ☐ **作業時間の短縮**
 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- ☐ **プレクーリング**
 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- ☐ **水分・塩分の摂取**
 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
- ☐ **暑熱順化への対応**
 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること
- ☐ **健康診断結果に基づく対応**
 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮　①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- ☐ **日常の健康管理**
 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- ☐ **作業中の作業者の健康状態の確認**
 巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導
- ☐ **異常時の対応**
 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
 ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間 7月 にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

（R8.2）

労働者数50人以上の事業場の皆様へ

産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう

1 産業医の選任・各種報告を適切に行っていますか？

- ◆ 労働者数50人以上の事業場では、労働安全衛生法に基づき、産業医を選任することが義務付けられています。
- ◆ 産業医を選任した場合や、産業医の辞任等があった場合には、所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられています。

Q 産業医を選任したとき等に**労働基準監督署長に報告**していますか？

- ➢ 労働者数50人以上の事業場では、**産業医を選任したとき、または産業医の辞任等※1があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告※2**する必要があります。

※1　産業医の辞任、解任または退任を指します。ただし、労働者数が50人未満になった場合の産業医の辞任等の場合は、報告義務はありませんが、選任状況の適切な把握の観点から監督署への報告をお願いします。

※2　辞任等の報告は令和8年8月１日から義務づけられますが、これまでと同様、新たな産業医の選任と前任の辞任等を同時に報告いただいた場合は、辞任等の報告は不要です。

- ➢ 電子申請は「ｅ-GOV電子申請」のほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から申請可能です。

Q 産業医の辞任等があったあと、**産業医を選任**していますか？

- ➢ 労働者数50人以上の事業場では、産業医を選任することが必要です。
- ➢ 選任していた**産業医の辞任等があったときは、当該日から14日以内に新たに産業医を選任**する必要があります。
- ➢ 産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく**その旨・その理由を衛生委員会又は安全衛生委員会（衛生委員会等）に報告**しなければなりません。

Q **定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載**していますか？

- ➢ 労働者数50人以上の事業場では、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告を所轄労働基準監督書にする必要があります。
- ➢ **定期健康診断結果報告に産業医の氏名を記載**する必要があります。

裏面（産業医による労働者の健康管理等のために事業者が行わなければならないこと）へ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2026.4)

2 産業医による労働者の健康管理等のために
事業者が行わなければならないこと

◆ 産業医は、衛生委員会等に参画したり、職場巡視を行ったり、労働者の健康管理等を行います。その活動が効果的なものとなるため、事業者は次のことが必要です。

○ 労働者の健康管理等のために**必要な権限を産業医に付与**

➢ 事業者が産業医に付与するべき権限には次のことが含まれます。

- 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること
- 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること
- 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること

○ 労働者の健康管理等のために**必要な情報の産業医への提供**

➢ 産業医に対して、次の情報を提供することが必要です。

- 健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックに基づく面接指導実施後の講じた措置又は講じようとする措置
- 時間外・休日労働時間が１月当たり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
- 労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

○ 産業医から受けた勧告を受けたときの**衛生委員会等への報告等**

➢ 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告ができます※。事業者は、その勧告を尊重しなければなりません。

※労働者と同一の場所において作業を行う直接雇用されていない労働者や請負人等に係る作業環境に関してもその事業場の産業医は勧告することができます。

➢ 勧告を受けたときは、遅滞なく勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容を衛生委員会等に報告する必要があります。また、勧告の内容・勧告を踏まえて講じた措置の内容を記録し、３年間保存しなければなりません。

➢ 産業医は、衛生委員会等に対して、労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることもできます。

○ 産業医等の業務の内容等の**労働者への周知**

➢ 産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を労働者に周知する必要があります。

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）

今般、2025年５月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。（施行期日は公布後３年以内に政令で定める日）



ストレスは見えません。
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和８年２月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※**マニュアルの概要版（スタートガイド）**もあります

厚労省ＨＰ（ストレスチェック）



専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。

都道府県 さんぽセンター



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：
０５７０－０３１０５０
（全国統一ナビダイヤル）

受付時間：
平日10時～17時
（土日祝日、年末年始は除く）

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。

ポータルサイト「こころの耳」



（令和８年３月）

【 編集後記 】

今年も７月１日より、第99回全国安全週間が実施されます。
本年のスローガンは、
「多様な人材　全員参加　みんなで育てる安全職場」です。
事故や怪我によって職場の仲間が欠けることのないよう、一人ひとりが安全意識を持ち、継続的に取り組んでまいりましょう。

また、当協会では各種研修会・セミナーを通じて、労働安全衛生に関する最新の情報を、大阪労働局ならびに堺労働基準監督署のご協力のもと、タイムリーに提供しております。
会員企業の皆様におかれましては、ぜひ当協会を積極的にご活用いただき、働きやすい職場環境づくりを進めていただければ幸いです。　　(T.I)

海鳴　第159号【非売品】
2026年７月１日発行

発行所　堺労働基準協会
〒590-0063
堺市堺区中安井町３-４-11
（旧大和産業ビル２F）
ＴＥＬ０７２（２３３）５３９６
ＦＡＸ０７２（２３２）７０００
発行責任者　佐川　隆治
編集者　「海鳴」編集委員会

働く人々の安全に奉仕する
これがミドリグループです。
安全・衛生保護具、環境衛生器具、
作業服、電気安全機器等すべての
安全に関する総合メーカーです。

〈営業品目〉

一般作業用安全靴　男女作業服　静電服
軽作業用安全靴　男女事務服　耐酸服
重作業用安全靴　不燃作業服　防寒服
熱場作業用安全靴
ヘルメット　安全帯　各種電気測定器
メガネ　耳栓　防熱衣　工場環境改善機器
マスク　脚絆　標識　防災面　手袋　雨合羽

ミドリ安全堺株式会社

堺市堺区海山町5丁176の6号 〒590-0982
電　話　072（228）5277（代）

人間ドック健診
生活習慣病健診
定期健康診断
特殊健康診断

内科、呼吸器内科
消化器内科、循環器内科
（保険診療）

一般財団法人　大阪府結核予防会

堺複十字診療所

〒590-0028
堺市堺区三国ヶ丘御幸通５９
南海堺東ビル８階
南海堺東駅クリニックセンター内
電話(072)221－5515(代)
(水曜及び祝日は休診)
(土・日 診療)

巡回検診車による
定期健康診断
特殊健康診断
生活習慣病予防検診
ストレスチェックの実施
（令和10年５月まで全事業所必須）

産業医の派遣及び紹介
労働基準協会・産業会
健保組合等各種団体指定機関
大阪府検診精度研究協議会会員

いながきクリニック集検部
〒557-0045
大阪市西成区玉出西2丁目1番5号 4F
TEL 06-6661-8827
FAX 06-6651-5363

５０周年を超えて、私たちは新しいステージへ
「新生活応援企業」
お客様の新生活をトータルにサポート
新生活サポートのプロとして
私たちはあゆみ続けます



まごころこめておつきあい
サカイ引越センター
https://www.hikkoshi-sakai.co.jp/



堺市医師会
堺地域産業保健センターの 無料 健康サポート

堺市内で従業員50人未満の事業場・従業員の方を対象に産業医による下記のサービスを行っています

健康相談窓口
毎週火曜日＋第1・3土曜日＋第３木曜日の開催。

個別訪問産業保健指導
事業場を訪問し、従業員の健診後の保健指導、健康相談、職場を巡視し、作業環境等についての指導、助言。

長時間労働者への面接指導
こころのトラブル、健康障害を引起すことが多い、過重労働者に対し面接指導。

働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業
こころの病についての知識や初歩的な対処法など、個別相談会の実施。
（午後6時30分～午後8時30分）第２木曜日

堺市医師会内
堺地域産業保健センター
TEL 072－221－2330
http://www.sakai-med.jp/sanpo/index.cgi